

令和5年度 岡山県私立高校生等教育給付金について

1 概要

高校生等の私立高等学校等における授業料以外の教育費負担を軽減するため、保護者が岡山県内に在住している低所得者世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯又は生活保護世帯）に対して教育給付金を支給します。

なお、次のア、イについても対応します。

ア 希望する新入生の保護者に対する一部給付の早期化（1/4の額の前倒し支給）

イ 家計急変世帯への支援

【給付対象者及び給付額（年額）】（住民税所得割額非課税世帯又は生活保護世帯に限る）

- | | | |
|------------------------|----------|---------------|
| ① 生活保護受給世帯（専攻科の生徒を除く） | 52,600円 | （通信制は52,600円） |
| ② 23歳未満の扶養されている兄弟がいる世帯 | 152,000円 | （通信制は52,100円） |
| ③ 上記②の兄弟がいない世帯 | 137,600円 | （通信制は52,100円） |
| ④ 専攻科の生徒（生活保護、非課税世帯とも） | 52,100円 | |

※ 岡山県外から通学している高校生等については、保護者（申請者）が在住している都道府県から支給されます。また、寮生活をしている等生徒と保護者の住所が異なる場合は、保護者の居住する都道府県から支給されます。ただし、「一部給付の早期化」及び「家計急変世帯への支援」については、実施しない都道府県がある場合もありますので、御留意下さい。

※ ①は生活保護法による生業扶助を受けている世帯、②③は生活保護法による生業扶助を受けている世帯を除く、保護者（親権者）全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯が支給対象となります。④は生活保護世帯、住民税非課税世帯のいずれも該当します。

※ 上記の給付額は、年額の上限であり申請時期によっては、満額が支給されない場合があります。

2 受給手続

教育給付金の受給にあたって必要な手続は次のとおりです。

（新入生の保護者に対する前倒し給付、家計急変に伴う給付を希望する場合は、下記③④を参照してください。）

① 県内の私立高等学校等に在学している場合

※提出先は各学校（県外に本校のある通信制の高等学校等に在学している場合は、②により岡山県に直接申請）

(1) 提出書類

【必ず提出が必要な書類】

- 私立高校生等教育給付金受給申請書（申請者は保護者）

※令和5年7月1日時点の状況で記入

- 委任状

【該当者の提出が必要な添付書類】

＜生活保護法による生業扶助を受けている場合＞

- 生活保護受給証明書

※令和5年7月1日時点に生業扶助受給の対象であることが確認できるもの

<15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟がいる場合>

- 兄弟及び高校生本人の健康保険証の写し（国民健康保険証の場合は扶養誓約書も添付）
※生業扶助を受けている場合または通信制と専攻科の生徒は提出不要

(2) 提出期限 学校の指定する期日

(3) 支給方法等

県から学校に交付されます。

学校は授業料以外の学校徴収金と相殺し、相殺後残金が生じた場合は申請者に交付します。

② 県外の私立高等学校等に在学している場合

※提出先は岡山県庁（県外に本校のある通信制の学校に在学している場合を含む）

(1) 提出書類

【必ず提出が必要な書類】

- 私立高校生等教育給付金受給申請書（申請者は保護者）
※令和5年7月1日時点の状況で記入
- 在学証明書
※令和5年7月1日時点に在学していることが確認できるもの
- 口座振替申出書及び口座通帳のコピー等（名義・口座番号等が分かるもの）
※申請した保護者名義のものに限る。過去に提出したことがある方は不要。

【該当者の提出が必要な添付書類】

<生活保護法による生業扶助を受けている場合>

- 生活保護受給証明書
※令和5年7月1日時点に生業扶助受給の対象であることが確認できるもの
- <保護者（親権者）全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の場合>
- 令和5年度課税証明書または非課税証明書
※生業扶助を受けている場合は不要

必ずどちらか1つを提出してください。
マイナンバーの提出は不要です。

<15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟がいる場合>

- 兄弟及び高校生本人の健康保険証の写し（国民健康保険証の場合は扶養誓約書も添付）
※生業扶助を受けている場合または通信制と専攻科の生徒は提出不要

<専攻科生徒の場合>

- 個人対象要件証明書（学校で証明してもらう。）
※令和5年7月1日時点で対象であることが確認できるもの。

(2) 提出期限 令和5年9月29日（金）（第1次締切）

最終締切 令和5年11月30日（木）<消印有効>

(3) 支給方法等

銀行振込となります。

支給時期は第1次締切日までに申請された場合は11月末頃の予定です。

以降は、申請書受理日の2か月後の月末を目途に支給する予定です。

なお、申請書類等に不備がある場合は支給が遅れる場合があります。

③ 前倒し給付（年額の1/4）を希望する新入生の保護者

※提出先は、県内生徒は各学校、県外生徒は県庁

新入生の保護者に限り、前倒し給付を希望する場合は、年額の1/4の額について、早期に給付を受けることができます。ただし、残りの3/4の額の給付を受けるためには、県内の学校に通っている生徒の保護者については上記①の手続を、県外の学校に通っている生徒の保護者については、上記②の手続を行う必要があります。合わせて2回の手続をしなければ、年額の支給額を受け取ることができません。

(1) 提出書類

【必ず提出が必要な書類】

- 私立高校生等教育給付金受給申請書（申請者は保護者）
※令和5年4月1日現在の状況で記入
- 在学証明書
※令和5年4月1日時点で在学していることが確認できるもの
※県内の私立高校等に在学している場合は不要
- 口座振替申出書及び口座通帳のコピー等（名義人・口座番号等が分かるもの）
※申請した保護者名義のものに限る。県内の私立学校等に在学している場合は不要。

【該当者の提出が必要な添付書類】

＜生活保護法による生業扶助を受けている場合＞

- 必ずどちらか1つを提出してください。
マイナンバーの提出は不要です。
- 生活保護受給証明書
※令和5年4月1日時点で生業扶助受給の対象であることが確認できるもの
 - 令和4年度課税証明書または非課税証明書（保護者全員分）
※生業扶助を受けている場合、県内の私立高校等に在学している場合は不要

＜15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟がいる場合＞

- 兄弟及び高校生本人の健康保険証の写し（国民健康保険証の場合は扶養誓約書も添付）
※生業扶助を受けている場合または通信制と専攻科の生徒は提出不要

＜県内の高等学校等に在籍する場合＞

- 委任状（県内校のみ）

＜県外の専攻科生徒の場合＞

- 個人対象要件証明書（学校で証明してもらう。）
※令和5年4月1日時点で対象であることが確認できるもの。

(2) 提出期限 令和5年6月1日（木）＜消印有効＞

※県内の私立高等学校等在学者は、学校の指定する日

(3) 支給額、支給方法、支給日等

年額の1/4について、県内の私立学校等に在学している場合は県から学校に交付され、学校は授業料以外の学校徴収金と相殺し、相殺後残金が生じた場合は申請者に交付します。県外の学校に在学している場合は、お申し出の口座に7月末日（予定）に振り込みます。

④ 家計が急変している世帯の保護者

※提出先は、県内校は各学校、県外校は岡山県庁

①または②の申請対象ではない世帯のうち、保護者の失職などの家計急変（自己都合退職、定年退職、配偶者の死亡及び離婚等は除く。）で、保護者等の収入が激減したことにより、今年の所得の見込みが住民税非課税である世帯に相当すると認められる場合に対象となります。（生活保護法による生業扶助が措置されている場合は対象外。）

(1) 提出書類

【必ず提出が必要な書類】

- 私立高校生等教育給付金受給申請書（申請者は保護者）
※申請日時点における最新の状況で記入してください。
- 状況説明書（家計急変に至った内容について、時系列で具体的に記載してください。）
- 保護者（親権者）全員の課税証明書（申請日時点において最新のもの）

【該当者の提出が必要な添付書類】

- 県内生徒については①(1)に記載の書類（委任状を除く）
- 県外生徒については②(1)に記載の書類
- 家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類、
 - 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出、会社作成の給与見込、直近3ヶ月分の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類（家計急変後）、扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等
 - ※申請理由等によって、添付する証明書類が異なります。詳細についてはお問い合わせ下さい。
 - ※支給決定後、口座振替申出書及び口座通帳のコピー等を提出していただきます。

(2) 提出期限 家計急変後、随時

最終締切：令和5年12月28日（木）〈消印有効〉

(3) 支給金額、支給方法等

家計急変を申請した日により給付額が異なります。該当になった場合、速やかに申請してください。県外・県内生徒ともに保護者口座へ振込となります。

3 提出先・問い合わせ先等

(1) 提出先・問い合わせ先

- ・ 県内生徒については 各学校
- ・ 県外生徒については 岡山県総務部 総務学事課 学事班（本庁4階）
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
※郵送（書留等追跡可能な方法に限る）または持参
電話 086-226-7198
FAX 086-234-7433

(2) 申請書の入手方法等

- ・ 岡山県庁ホームページ（総務部→総務学事課→私立学校→私立高校生等教育給付金について）からダウンロードする。 総務学事課HP：<http://www.pref.okayama.jp/page/394294.html>
- ・ 申請書の送付先を記載した定形外の返信用封筒（34cm以内×25cm以内）に140円切手を貼付し、その封筒を上記問い合わせ先へ郵送する。（併せて「教育給付金申請書類送付希望」と記載してください。）

なお、県内の高校等に在学されている場合は7月頃に学校から配布されますが、前倒し給付や家計急変による申請の場合は、学校事務室にお申し出ください。